

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

北海道労働局 賃金室

1 北海道最低賃金

| 最低賃金額 | 適用労働者等の範囲 |
|-----------------------------------|---|
| 時間額 (R1. 10. 3 発行) 861円 | 北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。 |

担当：北海道労働局労働基準部賃金室 (TEL011 (709) 2311)

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

2 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

(1) 北海道働き方改革推進支援センター

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のために、経営や労務管理などの専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを提供する、北海道働き方改革推進支援センター（事業受託者：㈱東京リーガルマインド（LEC））を開設しています。

相談窓口：TEL0800-919-1073（通話無料）（月～金、9:00-17:00）

E-mail：hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

ホームページ：<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/>

(2) 業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る制度です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

相談窓口：TEL0800-919-1073（月～金、9:00-17:00）

申請先：北海道労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL011 (788) 7874)

(3) キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

本助成金は7つのコースに分けられますが、「最低賃金引上げ」に関係するのは、有期契約労働者等の賃金規定等を改定した場合に助成する「賃金規定等改定コース」です。

相談窓口：北海道労働局職業安定部職業対策課 (TEL011 (788) 9071)

(4) 人材確保等支援助成金

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成する「人事評価改善等助成コース」、生産性向上に資する設備への投資を通じて生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主に助成する「設備改善等支援コース」等があります。

相談窓口：北海道労働局職業安定部職業対策課 (TEL011 (788) 9132)